福島社発第１６号－２
令和２年７月１５日

開業会員　各位

福島県社会保険労務士会
会　長　宍　戸　宏　行
（公印省略）

福島労働局「雇用調整助成金等アドバイザー事業」のアドバイザーについて（再募集）

謹啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
　福島労働局「雇用調整助成金等アドバイザー事業」について、福島、会津、白河地域のアドバイザーが少ないため、福島労働局より再度推薦依頼がありました。
　つきましては、別添募集要領により再募集いたします。
　希望する会員は、７月３１日（金）まで下記によりお申し込みください。
　特に、福島、会津、白河支部の会員の方はご検討ください。

謹白

締切：７月３１日（金）

令和２年　　月　　日

福島県社会保険労務士会会長　様
（FAX　０２４－５３４－５４３２）

支部　　氏名

□ 雇用調整助成金等アドバイザー（福島労働局）を希望します。

※４月の案内で希望されている方以外の会員となります。

雇用調整助成金等アドバイザー事業（福島労働局）募集要領

1. 事業の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで雇用調整助成金の活用例が少なかった観光関連産業（ホテル・宿泊業、観光パス・タクシーなどの旅客運送業、観光地における飲食業等）等を中心に相談が際立っている。また、従業員の勤務形態や勤務時間も多種多様であり、各業界特有の事情も十分に確認、考慮した上で助成金支給までの流れ、必要となる書類の説明を丁寧に行う必要がある。雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金を含む。以下同じ。）支給申請書類等の作成負担を軽減するとともに、支給の迅速化を図るため、きめ細やかな申請手続き等の支援相談業務を実施する。

2. 実施内容

主に雇用調整助成金の相談・問い合わせを受けたハローワークから雇用調整助成金等アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）に連絡依頼を行い、アドバイザーは事業所を訪問し支援相談業務を行う。

3. 実施業務

① 雇用調楚助成金の相談問い合わせがあった事業主を個別訪問し、雇用調整助成金制度の説明、申請手続き書類の作成支援の実施

② 各種団体が開催する説明会における講師

③ 各種団体が開催する相談会における相談の実施

④ このほか、①～③の業務に付随的に生じる労働基準法等の労働関係法令、雇用保険や各種助成金制度の一般的な説明・相談の実施

なお、上記の支援を行う事業主に対して、雇用調整助成金に関する直援の申請代行、アドバイザーが業としているサービスの案内は行わないこと。

4. アドバイザーの委嘱

雇用関係助成金の支給申請に関し深い知識を有する者を福島労働局長が委嘱する。

委嘱期間　委嘱の日から令和３年３月末日

謝　　金　１時間８，７００円　１日の上限は３４，２００円
（移動時間は支援時間には含めない。）

交通費　　１キロ３７キロ円で旅費を支給する。（福島労働局の規定による）
活動に車両を使用する際は任意保険に加入している車両を使用し、　事故等のトラブルが生じた際はアドバイザーがその解決に当たる。その際、福島労働局、社労士会は一切の責任を負わない。

5. 守秘義務

職務上知ることができた秘密を漏らさない。

6. 研修等の実施

福島労働局は、必要な雇用調整助成金制度についてハローワークＴＶ会議システムを活用した研修を実施する。

7. 実施に当たっての留意事項

(1) 身分の明示

委嘱を受けたアドバイザーは、福島労働局からの事業であることの名札を首から下げ、事業主に対して明確に説明を行うこと。

(2) 説明資料

説明・相談に使用する資料は、ハローワークとあらかじめ相談し了承を得た資料を使用すること。

(3) 説明相談内容

アドバイザーが行った相談時に、説明困難な個別事案が生じた場合は後日回答することとし、依頼を受けたハローワーク担当者に引き継ぐこと。

8. 実施予定、実施状況の報告

アドバイザーは支援後５日以内に報告書をハローワークに提出する。